Biz-agora セレクトシリーズ 利 用 規 約

2014年11月10日

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ

Biz-agora セレクトシリーズ 利用規約

第 1 章 総則	4
第1条(利用規約の適用)	
第2条(利用規約の変更)	4
第3条(サービスメニュー)	
第4条(サービスの提供対象)	
第 5 条(サービスの終了)	
第 6 条(合意事項)	4
第 2 章 契約	
第7条(契約の締結)	
第 8 条(利用責任者)	
第 9 条(権利および義務の譲渡等)	4
第 10 条(契約申込)	4
第 11 条(契約の成立)	5
第 12 条(契約者の名称等の変更)	
第 13 条(当社が行う契約の解除)	5
第 14 条(契約者の地位の承継)	5
第3章 契約者の義務	5
第 15 条(技術基準の維持)	5
第 16 条(アカウント及びパスワードの管理)	5
第 17 条(必要情報の提供)	6
第 18 条(電子メールによる応答義務)	6
第 19 条 (禁止行為)	6
第4章 提供中止及び提供停止	7
第 20 条(非常事態時の利用の制限)	7
第 21 条(提供中止)	7
第 22 条(提供停止)	7
第 5 章 料金等	7
第 23 条(料金等の支払方法)	7
第 24 条(割增金)	8
第 25 条(延滞損害金)	8
第 26 条(割増金等の支払方法)	8
第 27 条(消費税)	8
第 28 条(端数処理)	8
第 29 条(集金代行の委託)	8
第 6 章 損害賠償	8
第 30 条(損害賠償)	8
第 31 条(免責)	8

第 32 条(守秘義務)	8
第 33 条(残存項)	9
第 34 条(契約者情報の保護)	
第 35 条(準拠法)	
第 36 条(合意管轄裁判所)	9
付削	g

Biz-agora セレクトシリーズ 利用規約

第1章総則

第1条(利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー・コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます)は、Biz-agora セレクトシリーズ利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約を遵守することを条件として利用契約を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、Biz-agora セレクトシリーズ(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

- 2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。
- 3 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

第2条(利用規約の変更)

当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。 2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を電子メール等当社所定の方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条(サービスメニュー)

本サービスのメニュー(以下、「サービスメニュー」といいます。)、および各サービスメニューの種類、提供条件は、別紙 1 (サービスメニュー)のとおりとします。

第4条(サービスの提供対象)

本サービスは、日本国内に事業拠点を有する法人に対して提供します。

2 本サービスの利用は、日本国内でのみ保証するものとします。

第5条(サービスの終了)

当社は、当社の都合により、本サービスの全体、または一部を終了することがあります。

2 本サービスの全体、または一部を終了する場合には、6 ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、サービスを終了することとします。ただし、別紙で定める各サービスメニューの規定においてサービス終了の条件を規定している場合には、別紙で定めるサービスメニューの規定の条件を適用するものとします。

第6条(合意事項)

当社は、本サービスの提供に必要と判断する場合は、契約者に対し書類その他の資料あるいは物品の提出を求めることがあります。契約者は当社の指示に従っていただくことがあります。

第2章 契約

第7条(契約の締結)

当社は、本サービスの申し込みに対し、各サービスメニューごとに 1 つの利用契約(以下、「本契約」といいます。) を締結することとします。本契約に基づいて各サービスメニューの種類ごとに締結される契約(以下、本サービス契約」といいます。)については、別紙 1(サービスメニュー)に定める各サービスメニューの規定のとおりとします。

2この利用規約に定めのない事項については、当社の判断によるものとします。

第8条(利用責任者)

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先住所、電話番号および電子メールアドレスを当社の定める方法で届け出るものとします。また、利用責任者が交代したときは直ちに当社の定める方法で通知するものとします。

- 2 契約者が当該通知おこなわずに、当社から連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は一切の責任を負いません。
- 3 利用責任者は、当社との連絡、協議の任にあたると供に、利用規約に基づく情報通信サービスの利用適正化を図るものとします。なお、利用責任者が通知、申請できる内容については、別途定めることとします。

第9条(権利および義務の譲渡等)

契約者が、本サービスの提供を受ける権利等、利用規約上の権利の一部、または全部を当社の承認なく第三者に譲渡、貸与、質入等の行為をすることを禁止します。

第10条(契約申込)

本サービスの利用の申込をするときは、利用規約を承諾のうえ、サービスの内容について必要な事項を記載した当社所

定の契約申込書を提出することとします。

- 2 前項の契約申込においては、別に当社が定める本人確認資料等を提出いただくことがあります。
- 3 契約申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、本人に当社に個人情報を提供することについて、同意を得た上で記載するものとします。
- 4 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。
- 5 当社は、本サービスの提供に必要なときは、契約者に別途、資料等の提示を求めることがあります。

第 11 条(契約の成立)

当社が本サービス利用申込みを承諾した場合は、契約日および利用開始日を当社指定の方法により通知します。利用契約はこの契約日に成立するものとします。

- 2 当社による、本サービスの提供は、原則として本サービス利用申込の受け付け順に行います。ただし、当社の都合その他の事情によりその順序を変更することがあります。
- 3 当社は、次の各号の場合、申込を承諾しないことがあります。
- (1) サービスの申込をした者が、第22条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当する場合。
- (2) サービスの申込をした者が、過去において第22条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当した場合。
- (3) 契約申込時に虚偽の申請を行った場合。
- (4) 過去、当社提供のサービスにおいて、利用規約違反により提供停止、または契約解除の措置をうけたことがある場合。
- (5) 本サービスの提供に要する加入者回線の設置について、電気通信事業者の承諾が得られない場合。
- (6) サービスの申込をした者の指定した支払い口座が、金融機関等により利用の差し止めが行われている場合。
- (7) 設備上の都合または技術的に困難であるなどサービス提供に支障がある場合
- (8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障がある場合。
- 4 当社が、申込を承諾しない場合には、申込者に対しその旨を通知します。

第 12 条(契約者の名称等の変更)

契約者は、その名称、または住所等申込時に申請した事項に変更があった場合(相続および法人の合併による場合を含みます。)は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第 13 条(当社が行う契約の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、契約者になんらの通知をすることなく、利用契約を解除することがあります。

- (1) 第22条(提供停止)第1項の規定により本サービス、または、当社が契約者に提供するその他のサービスの提供が停止された場合において、契約者が当該停止の日から14日以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
- (2) 第22条(提供停止)第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 契約者が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または自ら振出し若しくは引受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
- (4) 契約者が民事再生手続、会社更生手続の開始、若しくは破産手続きの開始を申し立てられまたは申し立てたとき。
- (5) 営業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、もしくはその決議をしたとき、または資本の減少、営業の廃止若しくは変更または合弁によらない解散の決議をしたとき。
- (6) 3 号のほか、契約者の財産状態が悪化し、料金の支払いが滞ると予想される合理的理由のあるとき。
- (7) 第5条(サービス終了)に基づき、当社が、本サービス全体、または一部の提供を終了するとき。
- 2 当社は、前項の規定により利用契約を解除するときは、契約者に対し、その旨を通知します。
- 3 第 1 項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第14条(契約者の地位の承継)

契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその 旨をただちに当社に書面で通知するものとします。

- 2 当社は、合併後の承継法人が第 11 条(契約の成立)3 項に該当した場合には書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。
- 3 当社が解除しない場合は、合併後の承継法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第3章 契約者の義務

第15条(技術基準の維持)

契約者は、当社の指定する技術的条件を遵守するものとします。

第 16 条(アカウント及びパスワードの管理)

契約者は本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社

あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因する すべての損害について責任を負うものとします。

- 2 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
- 3 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第17条(必要情報の提供)

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第 18 条(電子メールによる応答義務)

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。契約者は、当該メールが不要な場合には、当社に申し出ることにより、このような電子メールなどの送信を停止させる事ができます。

第 19 条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしもしくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。(12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、及びそれに類似する行為。
- (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、およびそれに類似する行為。
- (19) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
- (22) 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (23) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。
- (24) 本人の明確な同意なくしてまたは詐欺的手法を用いて第三者の個人情報を調査、収集、利用する行為。
- (25) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他提供するソフトウェアに関する著作権その他知的財産を侵害する行為。

- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトヘリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
- 3 第 1 項第 10 号および第 11 号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第 1 項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第 22 条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
- 4 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると当社で判断した場合、当社は、第 22 条(提供停止)に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第4章 提供中止及び提供停止

第20条(非常事態時の利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

第21条(提供中止)

当社が次の各号いずれかに該当すると判断した場合、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上、または工事等やむをえない場合。
- (2) 当社の設備の故障等やむをえない場合。
- (3) 加入者回線を提供している電気通信事業者が行う電気通信設備の保守または工事のためやむを得ない場合。
- (4) 加入者回線を提供している電気通信事業者の電気通信設備の障害等やむを得ない場合。
- (5) 第20条(非常事態時の利用の制限)の規定による場合。
- (6) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、または、これらの行為が行われていると疑われる場合。
- (7) オプションサービスの提供元がオプションサービスに関するサービスの提供を廃止しまたは提供不能に陥るなどの理由により当社によるオプションサービスの継続が提供困難となる事態に陥った場合。
- 2 当社は、定期的に、設備等の保守を行うための保守日をもうけ、その日においてはサービスの提供を停止することができるのもとします。
- 3 当社が、前項の規定により、本サービスを中止する場合、契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。但し、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合、当社は責任を負いません。

第 22 条(提供停止)

契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は本サービスの全部、または一部の提供を停止 します。

- (1) 利用契約上の債務の履行を怠った場合。
- (2) 第3章 契約者の義務 の規定、および別紙1(サービスメニュー)で定めた各サービスメニューの規定に違反した場合。
- (3) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除された場合。
- (4) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えた場合。
- (5) 当社に損害を与えた場合。
- (6) 特定電気通信事業役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由がある場合。
- (7) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断する場合。
- 2 契約者が、前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、当社は事前の通知なく、本サービスの全部、または一部の提供を停止、あるいは停止の為に必要な措置を取ることがあります。これにより契約者に損害が生じた場合について、当社は一切の責任を負いません。
- 3 前項により、本サービスの提供を停止した場合には、当社は契約者に速やかに通知するものとします。

第5章料金等

第23条(料金等の支払方法)

契約者は、料金等を申込時の契約者の申請により当社が承諾した口座振替または銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。支払いに関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項、または当社が指定する期日、方法によります。尚、契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。

第 24 条(割増金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 25 条(延滞損害金)

契約者から、料金、またはその他の債務について支払い期日を経過しても支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第26条(割増金等の支払方法)

契約者は、第 24 条(割増金)および、第 25 条(延滞損害金)の支払いについて、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 27 条(消費税)

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税を賦課し、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第28条(端数処理)

当社は、料金、またはその他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

第 29 条(集金代行の委託)

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第6章 損害賠償

第30条(損害賠償)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、当該サービスを利用できないことを当社が知った時刻(以下、「障害発生時刻」といいます。)から起算して、連続して 24 時間以上、当該サービス品目が全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。ただし、別の定めがある場合、または当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その障害発生時刻における契約内容の月額費用額を限度とします。なお、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

- 2 当社は、本サービスの利用に起因する契約者あるいは第三者の損害(情報等が破損もしくは減失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない。)について、一切の法的責任を負わないものとします。
- 3 当社は、契約者及び二次利用者以降が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。
- 4 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による通信機器の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

第 31 条(免責)

前条(損害賠償)の規定は、本サービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによって、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、前条(損害賠償)の責任以外は、法律上の責任並びに明示、または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。また、本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負いません。但し、当社に故意、または重大な過失があった場合、本条は適用しません。

第7章雑則

第32条(守秘義務)

契約者および当社は、本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上、またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示、または漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に該当する場合、この

限りではありません。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
- (2) 知り得た後、自己の責任によらず、公知・公用となっている場合。
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合。
- (4) 自ら独自に開発した場合。
- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合。
- (6) 法令、または権限のある公的機関の要請により開示、または提供が求められた場合。
- (7) 契約者に対し本利用規約に基づく義務の履行を請求する場合。
- (8) サービスに起因して紛争、または損害賠償請求が発生した場合。
- (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合。

第 33 条(残存項)

第32条(守秘義務)については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

第34条(契約者情報の保護)

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下「契約者情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用します。

- 2 当社は、契約者情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護します。
- 3 当社は、契約者情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しません。

第 35 条(準拠法)

本利用規約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本国法を適用します。

第36条(合意管轄裁判所)

契約者と当社との間で、本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本利用規約は、平成26年11月10日から実施します。